

地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「告示」という。）別表に掲げる指定物質（以下「指定物質」という。）により地下水汚染が上水道の給水区域外で発生した場合において、家庭用浄水器設置の設置に要する経費の一部を補助することにより、安全な飲料水の確保を図ることを目的とする。

2 補助金は、着手前申請型補助金等として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する区域に居住する者とする。

(1) 上水道の給水区域外の区域

(2) 上水道の給水区域内であって、地下水汚染の発生から5年以内に上水道に接続することが困難と認められる区域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

(1) 市税及び国民健康保険税を滞納している者

(2) 5年以内に補助金の交付を受けている者

(3) 前号に掲げる者が設置した家庭用浄水器を使用している者

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、補助対象者が自ら居住する住宅に、指定物質を除去できる家庭用浄水器を設置する場合に補助するものとする。

(1) 告示別表に定める測定方法により、同表に定める環境基準を超える指定物質が井戸から検出されていること。

(2) 前号の井戸が上水道の給水区域外に所在していること。

(3) 第1号の井戸に係る水が、専ら飲用、調理用その他人が摂取する目的で用いられていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、10万円を上限とする。

補助金の対象となる経費	補助金の額
指定物質を除去できる家庭用浄水器の設置に要する経費	2分の1以内(千円未満切り捨て)

2 市長は、予算の状況に応じて前項の額を減額することができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 行政機関が発行した飲料水に係る水質検査結果の通知書の写し、又は水道法(昭和32年法律第177号)第20条第3項の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が発行した第4条第1号の測定方法による水質検査の結果を証明する書類

(2) 補助事業に係る見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 補助金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)

(2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)

(補助事業の変更)

第8条 補助対象者は、補助事業の変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請(変更に係るものに限る。)について承認したときは、補助金等交付決定通知書(変更)(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業について次に掲げる事項のみの変更をする場合は、前項の承認を不要とする。この場合において、補助対象者は、補助事

業の完了前までに、当該変更の内容を補助事業変更届（様式第 6 号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 補助対象者の住所又は氏名
- (2) 補助対象外経費のみの額
- (3) その他市長が軽微な変更と認めるもの
(手続の免除)

第 9 条 着手届及び実績報告は、免除する。

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、補助事業が完了したと認めたときは、事業費の領収書又は支払のわかる書類の提出を求め、当該補助事業の内容の検査及び補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 11 条 補助金の請求は、前条に規定する通知を受けた日から 15 日以内に、補助金等交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出してしなければならない。

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

(補助金の交付手続の委任)

第 12 条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第 13 条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはいない。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第 11 条第 1 項に規定する期間内に請求がされないとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 第 3 条に規定する補助対象者又は第 4 条に規定する補助事業の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第 10 号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に係る様式、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月7日から適用する。

この要領は、令和3年3月10日から適用する。

この要領は、令和7年8月21日以後の申請から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

※自然人にあっては本人自署の場合は、押印不要
※法人にあっては、代表者印を押印

地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 8 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり、同規則及び家庭用浄水器設置費補助金交付要領を遵守する旨を申し添えます。また、この補助金の交付に係る審査のため、住民登録及び市税等の納付状況について市の職員が調査することに同意します。

補助事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業に要する経費の額	円
添付書類	☐ 行政機関が発行した飲料水に係る水質検査結果の通知書の写し、又は水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 0 条第 3 項の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が発行した第 4 条第 1 号の測定方法による水質検査の結果を証明する書類 ☐ 補助事業に係る見積書の写し
備考	

（注意事項）

- 「補助事業の実施期間」は、同一年度内の期間を記載してください。年度をまたいで補助事業を実施することはできません。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類の□に✓を記入し、同欄に記載のない資料を添付した場合は、余白に資料の名称を記入してください。

※事務処理欄（申請者は、記入しないでください。）

受領日	決定日	通知日	検査日	請求日	支払日	【着手前申請型】
／	／	／	／	／	／	番号：

補助金等交付決定通知書

環第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請がされた地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 11 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 対 象 者	住 所	
	氏 名	
交 付 額	円	
条 件	1 補助対象者が自ら居住する住宅に指定物質を除去できる家庭用浄水器を設置すること。 2 補助事業を実施期間前に廃止し、又は停止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。 3 補助事業により補助対象者に収益が生じた場合は、交付額が減額されること。	

（注意事項）

補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

様式第 3 号（第 7 条関係）

補助金等不交付決定通知書

環第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請がされた地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の交付については、次のとおり交付しない旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 11 条第 3 項の規定により通知します。

不交付決定の 対象者	住 所	
	氏 名	
不交付決定 の理由		

（注意事項）

この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

※自然人にあっては本人自署の場合は、押印不要
※法人にあっては、代表者印を押印

年 月 日付け 環（水）第 号で決定がされた地下水汚染に係る
家庭用浄水器設置費補助金の交付について、補助事業の内容を変更（中止・廃止）し
たいので鹿沼市補助金等の交付に関する規則第13条第1項の規定により、次のとお
り申請します。

1 変更等の概要

変更等の区分	☐ 変更 ☐ 中止 ☐ 廃止
変更等の年月日	年 月 日
再開予定年月日	年 月 日

（注意事項）

- 「変更等の年月日」の欄には、変更、中止又は廃止の予定日を記入してください。
- 「再開予定年月日」の欄には、中止の場合にのみ、補助事業の再開予定日を記入してください。

2 変更の内容

番号	変更対象	変更前	変更後
1			
2			
3			

（注意事項）

- 変更の内容が分かるように具体的に記入してください。
- 補助金の対象経費の額が変更となる場合は、具体的な額を記入してください。
- 変更の内容が複雑な場合は、別紙を添付しても構いません。

3 変更等の理由

補助金等交付決定通知書（変更）

環（水）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請がされた地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の変更について承認し、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 対 象 者	住 所			
	氏 名			
交 付 額	変 更 前	円		
	変 更 後	円		
変 更 の 内 容	番 号	変更対象	変更前	変更後
	1			
	2			
	3			
条 件				

（注意事項）

補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

様式第 6 号（第 8 条関係）

補助事業変更届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
氏 名
申請者 印
電話番号

※自然人にあっては本人自署の場合は、押印不要
※法人にあっては、代表者印を押印

年 月 日付け 環第 号で決定がされた家庭用浄水器設置費
補助金の交付について、補助事業の内容を変更したいので鹿沼市補助金等の交付に
関する規則第 1 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 1	
変 更 前	
変 更 後	

変更事項 2	
変 更 前	
変 更 後	

変更事項 3	
変 更 前	
変 更 後	

変更事項 4	
変 更 前	
変 更 後	

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

補助事業検査結果等通知書

年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付け 環（水）第 号で決定をした地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の交付について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則 1 8 条第 1 項の規定により補助事業の完了検査をしたので、同条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

補 助 対 象 者	住 所	
	名 称	
検 査 結 果	適合（一部不適合・不適合）	
不適合等の理由		
補助金の確定額	円	

（注） 1 この通知内容に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

補助金等交付請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
請求者 氏 名 印
電話番号

※自然人にあっては本人自署の場合は、押印不要
※法人にあっては、代表者印を押印

年 月 日付け 環（水）第 号で交付決定の通知を受けた地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額

円

2 振込先口座

金融機関名			支店名等	本店 支店 支所
口座種別	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ			
	氏 名			

（注意事項）

- 1 請求は、補助金等交付決定通知書を受け取り後、15日以内にしてください。
- 2 補助金の交付決定を受けた者の氏名と口座名義人の氏名とが異なる場合は、補助金を交付することができません。
- 3 補助金は、口座振込の方法で交付します。口座振込以外の方法で交付することはできません。
- 4 法人その他団体の場合は、「住所」及び「氏名」の欄に、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

補助金等交付手続委任状

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
名 称
委任者 代 表 者
印
電話番号

※自然人にあっては本人自署の場合は、押印不要
※法人にあっては、代表者印を押印

家庭用浄水器設置費補助金の交付手続を次のとおり委任したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 2 6 条の規定により提出します。

1 委任した行為

- ☐ 補助金の交付申請書の作成及び提出
- ☐ 追加資料の提出、市職員からの質問への回答等
- ☐ 交付決定又は不交付決定に係る通知の受領
- ☐ 補助金の請求

※ 委任した行為の□に✓を記入してください。なお、「補助金の受取り」は、委任することができません。

2 受任者

住 所	
氏 名	印
電 話 番 号	

（注意事項）

- 1 受任した行為について、偽りその他不正な行為がされた場合は、受任者の責任となります。
- 2 法人その他団体の場合は、「住所」及び「氏名」の欄に、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書

環（水）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付け 環（水）第 号で通知した地下水汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の交付決定の全部（一部）を取り消したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 2 9 条第 2 項の規定により通知するとともに、同規則第 3 1 条第 2 項の規定により補助金の返還を命じます。

取 消 し 及 び 返 還 命 令 の 対 象 者	住 所	
	氏 名	
取 消 し の 範 囲		
取 消 し の 理 由		
取 消 し 後 の 補 助 金 の 額	円（ 円減額）	
補助金等の交付 年 月 日	年 月 日	
返還する補助金 等 の 額	円	
返 還 期 限	年 月 日	

（注意事項）

- 1 返還する補助金等の額には、補助金等の交付年月日から返還期限までの日数に応じ、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金が含まれます。
- 2 返還期限までに補助金の返還がされない場合は、返還期限から返還がされた日までの日数に応じ、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した遅延損害金が課されます。